

新潟県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年10月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第40号

新潟県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則

第1条 新潟県立職業能力開発校規則（昭和47年新潟県規則第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「追加条」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、新潟県立職業能力開発校条例（昭和44年新潟県条例第37号。以下「条例」という。）の施行に伴い、職業能力開発校（以下「能力開発校」という。）の管理及び運営並びに能力開発校が実施する職業訓練の基準等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第4条 (略)</p> <p><u>(普通課程の普通職業訓練の基準)</u></p> <p>第4条の2 <u>条例第6条第2項の規則で定めるところにより行われるものは、別表第1の訓練科の欄に定める訓練科に係る訓練とする。</u></p> <p>(入校者の資格)</p> <p>第5条 普通課程の普通職業訓練を受けるため入校できる者は、<u>条例第6条第1項第1号に規定する中学校卒業等又は高等学校卒業等とする。</u></p> <p>(訓練生の義務)</p> <p>第9条 <u>訓練生（条例第10条の規定により能力開発校に入校した者のうち、普通課程の普通職業訓練を受けるため入校した者をいう。以下同じ。）は、誠実に条例、この規則及びこれに基づく細則を守り、校長及び職員の指示に従い、人格の向上並びに知識及び技能の習得に努めなければならない。</u></p> <p>(訓練教科等)</p> <p>第13条 校長は、<u>毎訓練年度の訓練教科を条例第6条に規定する職業訓練の基準に従い編成の上、訓練計画を作成し、あらかじめ知事に報告しなければならない。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、新潟県立職業能力開発校条例（昭和44年新潟県条例第37号。以下「条例」という。）の施行に伴い、職業能力開発校（以下「能力開発校」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(入校者の資格)</p> <p>第5条 普通課程の普通職業訓練を受けるため入校できる者は、<u>学校教育法（昭和22年法律第26号）による中学校を卒業した者若しくは同法による中等教育学校の前期課程を修了した者若しくは同法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者とする。</u></p> <p>(訓練生の義務)</p> <p>第9条 <u>訓練生（条例第4条に規定する訓練生のうち、普通課程の普通職業訓練を受けるため入校した者をいう。以下同じ。）は、誠実に条例、この規則及びこれに基づく細則を守り、校長及び職員の指示に従い、人格の向上並びに知識及び技能の習得に努めなければならない。</u></p> <p>(訓練教科等)</p> <p>第13条 校長は、<u>毎訓練年度の訓練教科を職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第19条第1項に規定する職業訓練の基準に従い編成の上、訓練計画を作成し、あらかじめ知事に報告しなければならない。</u></p>

(懲戒)

第21条 校長は、訓練生が条例第11条各号のいずれかに該当したときは、退校させることができる。
2～4 (略)

(授業料の減免等)

第21条の2 条例第17条に規定する授業料、入校審査料、入校料又は受講料を納付することが困難であると認められる者は、次に掲げるとおりとする。
(1)～(6) (略)
2 条例第17条の規定による授業料、入校審査料、入校料又は受講料の全部又は一部の免除の申請その他の手続に関し必要な事項は、別に定める。

第27条 (略)

(短期課程の普通職業訓練の基準)

第27条の2 条例第7条第1項第5号の規則で定める訓練科は、次に掲げるものとする。
(1) 管理監督者訓練1科
(2) 管理監督者訓練2科
(3) 管理監督者訓練3科
2 条例第7条第2項の規則で定めるところにより行われるものは、別表第2の訓練科の欄に定める訓練科に係る訓練とする。

(入校手続)

第29条 (略)
2 短期課程の普通職業訓練のうち学校教育法(昭和22年法律第26号)による中学校を新たに卒業した者を対象とするものを受けるため入校しようとする者は、入校願書(別記第1号様式)を校長に提出しなければならない。
3 (略)

(受講料の額)

第32条 短期課程の普通職業訓練に係る条例第15条第1項の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
(1)・(2) (略)

(普通職業訓練以外の職業訓練)

第35条 条例第3条第1項の規則で定める普通職業訓練以外の職業訓練は、在職者を対象とする職業訓練で訓練時間が12時間未満のもの及び条例第4条に規定する短期課程の普通職業訓練に準ずる職業訓練(以下「セミナー」という。)とする。
2 (略)

(受講料)

(懲戒)

第21条 校長は、訓練生が条例第4条各号のいずれかに該当したときは、退校させることができる。
2～4 (略)

(授業料の減免等)

第21条の2 条例第8条に規定する授業料、入校審査料、入校料又は受講料を納付することが困難であると認められる者は、次に掲げるとおりとする。
(1)～(6) (略)
2 条例第8条の規定による授業料、入校審査料、入校料又は受講料の全部又は一部の免除の申請その他の手続に関し必要な事項は、別に定める。

第27条 (略)

(入校手続)

第29条 (略)
2 短期課程の普通職業訓練のうち学校教育法による中学校を新たに卒業した者を対象とするものを受けるため入校しようとする者は、入校願書(別記第1号様式)を校長に提出しなければならない。
3 (略)

(受講料の額)

第32条 短期課程の普通職業訓練に係る条例第6条第1項の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
(1)・(2) (略)

(普通職業訓練以外の職業訓練)

第35条 条例第2条第1項の規則で定める普通職業訓練以外の職業訓練は、在職者を対象とする職業訓練で訓練時間が12時間未満のもの(以下「セミナー」という。)とする。
2 (略)

(受講料)

第36条 条例第15条第1項の規則で定める普通職業訓練以外の職業訓練は、セミナーとする。

2 セミナーに係る条例第15条第1項の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)・(2) (略)

(援助の内容)

第38条 能力開発校は、事業主、事業主の団体若しくはその連合団体、職業訓練法人若しくは中央職業能力開発協会若しくは新潟県職業能力開発協会又は一般社団法人若しくは一般財団法人、法人である労働組合その他の営利を目的としない法人(以下「事業主等」という。)の行う職業訓練及び労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するために必要な援助その他労働者が職業訓練、職業能力検定等を受けることを容易にする等のために事業主の講ずる措置に対し、職業訓練の実施に支障のない範囲内で、次に掲げる援助を行うものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第27条第1項に規定する職業訓練指導員を派遣すること。

(4)・(5) (略)

2・3 (略)

(寄宿料)

第43条 条例第18条第1項の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)・(2) (略)

第36条 条例第6条第1項の規則で定める普通職業訓練以外の職業訓練は、セミナーとする。

2 セミナーに係る条例第6条第1項の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)・(2) (略)

(援助の内容)

第38条 能力開発校は、事業主、事業主の団体若しくはその連合団体、職業訓練法人若しくは中央職業能力開発協会若しくは新潟県職業能力開発協会又は一般社団法人若しくは一般財団法人、法人である労働組合その他の営利を目的としない法人(以下「事業主等」という。)の行う職業訓練及び労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するために必要な援助その他労働者が職業訓練、職業能力検定等を受けることを容易にする等のために事業主の講ずる措置に対し、職業訓練の実施に支障のない範囲内で、次に掲げる援助を行うものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 法第27条第1項に規定する職業訓練指導員を派遣すること。

(4)・(5) (略)

2・3 (略)

(寄宿料)

第43条 条例第9条第1項の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)・(2) (略)

第2条 新潟県立職業能力開発校規則の一部を次のように改正する。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1 (第4条の2関係)

訓練科		訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の範囲	教科	訓練期間及び訓練時間(単位は時間とする。)	設備	
訓練系	専攻科				種別	名称
金属加工系	生産システム科 (塑性加工科)			訓練期間 2年 訓練時間 総時間 2,800	建物その他の工作物	教室 実習場
					機械	プレス用機械類 切断用機械類 板金用機械類
			1系基礎		その他	器工具類 計測器類 製図器及び製図用具類 教材類

オフィス ビジネス系	ビジネス スタッフ科 (OA 事務 科)			訓練期間 1年 訓練時間 総時間 1,400	建物そ 他の 工作物 機械 その他	教室 実習場 事務用機器類 情報処理用機器 類 器具及び用具類 計測器類 教材類
		一般的な事務及び OA機器の操作に おける基礎的な技 能及びこれに関す る知識	1 系基礎 (1) 学科 ア 事務一般 イ OA機器 ウ コミュニケ ーション概論 エ 応接法 オ 安全衛生 (2) 実技 ア 事務処理基 本実習 イ OA機器操 作基本実習 ウ 応接実習 エ コミュニケ ーション実習 オ 安全衛生作 業法	200 230		
		OA機器の操作及 びOA事務におけ る技能及びこれに 関する知識	2 専攻 (1) 学科 ア 文書実務 イ 簿記及び会 計 ウ OA機器操 作法 エ プレゼンテ ーション概論 (2) 実技 ア 簿記及び会 計実習 イ OA機器操 作実習 ウ プレゼンテ ーション実習	210 320		
メカト ロニク ス系	メカト ロニク ス科			訓練期間 2年 訓練時間 総時間 2,800	建物そ 他の 工作物 機械	教室 実習場 工作用機械類 メカトロニクス 機器工作用機械 類

				制御用機器類 情報処理用機器類
				その他 器具類 計測器類 製図器及び製図用具類 教材類
メカトロニクス機器の組立て、操作及び保守における基礎的な技能及びこれに関する知識	<p>1 系基礎</p> <p>(1) 学科</p> <p>ア メカトロニクス工学概論</p> <p>イ 制御工学概論</p> <p>ウ 生産工学概論</p> <p>エ 機械工学</p> <p>オ 電気工学</p> <p>カ 電子工学</p> <p>キ 情報通信工学</p> <p>ク 材料力学</p> <p>ケ 応用数学</p> <p>コ 材料</p> <p>サ 製図</p> <p>シ 測定法及び試験法</p> <p>ス 安全衛生</p> <p>セ 関係法規</p> <p>(2) 実技</p> <p>ア 測定基本実習</p> <p>イ 機械操作及び工作基本実習</p> <p>ウ コンピュータ操作基本実習</p> <p>エ 製図基本実習</p> <p>オ 電気・電子回路組立基本実習</p> <p>カ 安全衛生作業法</p>	600		
メカトロニクス機器の組立て、操作及び保守並びに制御プログラムの開発における技能並	<p>2 専攻</p> <p>(1) 学科</p> <p>ア 機械設計</p> <p>イ 制御機器ソフトウェア</p>	250		

	びにこれに関する知識	ウ 機械工作法 エ 電気及び電子工作法 オ メカトロニクス機器組立法 (2) 実技 ア 制御プログラム作成実習 イ メカトロニクス機器組立実習 ウ 操作及び保守実習	450	
--	------------	--	-----	--

別表第2（第27条の2関係）

(1) 管理監督者コースの短期課程の普通職業訓練

訓練科	訓練の対象者	教科	訓練時間 (単位は時間とする。)	設備
管理監督者訓練1科	管理者又は監督者としての職務に従事しようとする者又は従事している者	仕事の教え方	10	訓練に必要な机、椅子、黒板等を備えた教室
管理監督者訓練2科		改善の仕方	10	
管理監督者訓練3科		人の扱い方	10	

(2) 短期課程の普通職業訓練（前号に係るものを除く。）

訓練科	訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の範囲	教科	訓練期間及び訓練時間（単位は時間とする。）	設備	
				種別	名称
木造建築科	木造家屋の建築における技能及びこれに関する知識	1 学科 (1) 建築構造 (2) 建築設備 (3) 規く術 (4) 測量 (5) 材料 (6) 製図 (7) 工作法 (8) 施工法 (9) 安全衛生 (10) 関係法規 (11) 仕様及び積	訓練期間 1年 訓練時間 総時間 1,400	建物その他の工作物	黒板、椅子等を備えた実習場
				機械	木工用機械類
				その他	器工具類 計測器類 製図器及び製図用具類 教材類
			200		

		算 2 実技 (1) 器工具使用法 (2) 機械操作実習 (3) 工作実習 (4) 基礎工事实習 (5) 施工実習 (6) 安全衛生作業法	300		
ビル設備管理科			訓練期間 6月 訓練時間 総時間 700	建物その他の工作物 その他	教室 実習場 受変電シミュレーター 空気調和設備 器工具類 計測器類 教材類
	ビル、工場等の附帯設備、ボイラー等の操作又は運転及び保守管理における基礎的な技能及びこれに関する知識	1 学科 (1) 熱源設備 (2) 安全衛生 (3) 給排水・衛生設備 (4) 空気調和設備 (5) 電気設備 (6) 設備図面 (7) 関係法規 2 実技 (1) 熱源設備の保守管理実習 (2) 安全衛生作業法 (3) 給排水・衛生設備保守管理実習 (4) 空気調和設備保守管理実習 (5) 自動制御機器保守管理実習	150 200		
エクステリア左官科			訓練期間 1年 訓練時間 総時間 1,400	建物その他の工作物 機械 その他	教室 実習場 左官用機械類 器工具類 計測器類 製図器及び製図用具類 教材類
	建築物の仕上げにおける基礎的な技能及びこれに関する	1 学科 (1) 建築生産概論 (2) 建築構造	60		

	る知識	(3) 建築製図 (4) 建築仕上法 (5) 安全衛生 (6) 関係法規 2 実技 (1) 機械操作基本実習 (2) 調合実習 (3) 足場実習 (4) 安全衛生作業法 (5) 測定及び墨出し実習 (6) 下地施工実習 (7) 左官施工実習 (8) タイル施工実習 (9) 養生	440		
溶接科			訓練期間	建物その他の工作物	教室
			訓練時間 総時間		6月
			700	機械	溶接用機械類
				その他	器工具類 計測器類 製図器及び製図用具類 教材類
	金属の接合及び加工等の金属加工における基礎的な技能及びこれに関する知識 各種溶接機、加工機器、溶接ロボット等による溶接施工及び簡単な溶接検査における技能及びこれに関する知識	1 実技 (1) 測定基本実習 (2) 機械操作基本実習 (3) 溶接基本実習 (4) 熱切断基本実習 (5) 安全衛生作業法 (6) 特殊溶接実習 (7) 溶接ロボットティーチング実習 (8) 試験及び検査実習	350		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。